別添３

北海道立道民の森要求水準書

第１　本書の位置付け

本要求書は、指定管理者が行う業務の細目を定めるとともに、指定管理者に道立道民の森の管理を行わせるにあたり、北海道（以下「道」という。）が要求する、指定管理者が提供すべき公共サービスの水準等を示すものである。

指定管理者の候補者の審査に当たっては、業務計画書の内容が、次に掲げる要求水準を全て満たすものであるかどうかについて審査を行う。なお、業務計画書の作成に当たっては、要求水準の一つでも満たしていない場合又は要求水準を満たすことが確認できない場合は、必須項目審査により選定対象外となることに留意し、業務の細目毎に、業務の処理方法その他の仕様について明確にするものとする。

指定管理者は、指定期間を通じて、本書に定める要求水準を満たすよう指定管理業務を遂行し、道は、指定管理者による業務の遂行状況及び公共サービスの水準が、要求水準を満たしているかどうかについて、定期に又は随時に、報告を求め、又は実地について調査を行う。

なお、道は、申請者の提案の内容又は指定期間における指定管理者の業務の遂行状況等を勘案し、要求水準書の内容について、必要な見直しを行う場合がある。

第２　業務の細目及び要求水準

指定管理者は、本施設の使命及び目的を踏まえ、次に掲げる管理運営の基本方針等に沿って、効果的かつ効率的に本業務を遂行するものとする。

１　北海道立道民の森の使命

多くの道民が森林と親しみ、森林を知り、その恵みを受けながら自然と共に生きる心を培う。

２　目的【上記使命を具体化するため、管理運営事業を通じて達成しようとする成果】

道民の森「活用方針」に沿って次の取組を推進する。

⑴ 自然や森林とふれあうための多様な施設やプログラム等を積極的に提供し、利用促進を図る。

⑵ 道民が自発的に森林づくりに参加できる機会を提供し、施設を通じて道民との協働を推進する。

⑶ 日常的な保守点検・巡回等の業務を適切かつ効率的に実施し、利用者に安全で快適な利用環境を提供する。

３　基本方針等

⑴ 基本方針

多くの道民に森林や木材とのふれあいの場及び森林に関する学習の機会を提供するとともに、自発的な森づくり活動に対する支援を行う。

⑵ 運営方針

道民運動としての木育を推進するため、「森で遊び」「森に学び」「森を育てる」機能を充実させるとともに、地域等と連携して新たな魅力を構築し、道民一人ひとりが森林や木材にふれ親しむ活動の拠点としての施設の利用を促進する。

⑶ 維持管理方針

ア 利用者が常に安全・快適に利用できるよう、通信環境や野生動物対策の設備の維持管理、植物の適正な育成管理及び施設の衛生管理を行う。

イ 施設の利用状況を常に把握し、効率的な保守・点検及び警備等を実施し、事故、災害、犯罪等を未然に防止する。

４　管理の目標

指定管理者は、本業務の実施に当たり、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則（平成１６年１１月２６日北海道規則第１２５号。以下「規則」という。）第１０条に基づき、指定管理者が当該指定期間に管理に係る業務を通じて住民に提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する目標（以下「管理の目標」という。）を達成するため、必要な措置等を講じるものとする。

なお、知事は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成１６年１０月１９日北海道条例第８９号）第４条の規定により指定管理者候補者の選定を行う際、同条第２号の基準に基づき申請者の業務計画書の内容が、管理の目標を達成するために適切かつ効果的なものであるかどうかについて審査し、必要な指示等を行うとともに、管理の目標に係る達成状況に関し、定期に公表する。

本施設の「管理の目標」は、別紙１のとおりである。

５　業務の細目及び要求水準

指定管理者が行う業務の細目及び要求水準は、次のとおりとする。

◆　維持管理業務

項　　目	内　　容	要　求　水　準
１　植物管理業務	対象範囲：施設地区内の屋内外の芝生、草花、樹木等	
①芝生等管理	・芝刈、草刈のほか、灌水、薬剤散布、除草、施肥、エアレーション等の必要な育成管理を行う。	・植物の種類、育成状況、利用状況等に応じた、適切な保育作業の計画を策定・実施し、利用者が快適に利用できるよう良好な状態を保つ。 ・除草剤は原則使用しない。
②歩道等の刈払	・管理道、登山道、自動車道等及び植栽地の草刈りを行う。 ・神居尻地区（水源の森）の林道、作業路の草刈を行う。	
③樹木管理	・危険木処理、病虫害防除、施肥、冬囲い等の必要な育成管理を行う。	
２　施設・設備等管理業務		
①施設保守管理	対象範囲：①建築物の内外壁、柱、建具、床、階段等の各部位及び各室 ②電気・機械及び防災設備　　③路網 ④その他施設地区内の屋外各スペース及び工作物並びに駐車場	
ⅰ）法定点検等	・設備等点検及び必要と認められる点検を行う。 ・月形地区の専用水道管理のため水道技術管理者を選任し、維持管理を行う。	・法令等の定めに従うほか別記１、２に基づき、保守点検し、必要な対応を行う。 ・その他設備の保持に必要な箇所を点検し、良好な状態を保つ。
ⅱ）事務所・備品等の管理	・業務を処理するために要する室、供与備品の管理を行う。	・室及び供与備品を善良なる管理者の注意をもって管理する。 ・管理運営に必要な消耗品は適宜補充する。 ・供与備品等(消耗品を除く)の更新の必要があるときは速やかに道に報告し、その負担について協議する。
ⅲ）修繕	・各部材の点検及び修繕を行う。	・各部材の劣化、破損、変形等について日常的に点検し、迅速に修理・修繕等を行い、機能上、安全上、良好な状態に保つ。
ⅳ）管理の記録	・管理状況を蓄積・管理する。	・管理状況を正確かつ効率的に電子データとして記録し、保管するとともに、必要に応じて道に報告する。
②清掃	対象範囲と内容：①各施設地区内の緑地、各スペース及び建物内のゴミ処理、清掃 ②路網のゴミ拾い	
	・対象範囲のゴミの収集・搬出を行う。 ・対象範囲の日常・定期・特別清掃を実施する。 ・宿泊施設のシーツ類を回収・補充する。 ・トイレの消耗品を補充する。	・利用者が安全かつ快適に利用できるようゴミの収集・搬出を適宜行う。 ・清掃は、日常・定期・特別清掃を適宜に組み合わせた作業計画を策定・実施し、施設内の美観と衛生を保つ。
③生活環境の保全に関する水質調査	・各施設地区（青山中央地区を除く）の浄化槽の下流域等、神居尻地区の水源の森Ａ区域の西端（林道沿い）の地点で水質調査を実施する。	・別記３に基づき計画的な調査を実施し、調査結果を道に報告する。
④巡視・警備等	対象範囲：①施設地区並びに路網 （開園時）施設地区内、建物及び駐車場内、自動車道、管理道、登山道等 （冬季閉園時）建物及び駐車場内 ②その他指定区域（林野火災予防強調期間中） 道民の森の各地区につながる路網	
ⅰ）園内巡視（開園時）	・施設地区内を巡視し、来園者等への利用指導、建物、工作物等の点検を行う。 ・各地区内路網（登山道除く）を巡視し、来園者への指導等を行う。	・毎日一回以上巡視・点検を行い、施設の利用状況を常に把握し、事故・災害等を未然に防止し、財産の保全を図る。 ・必要な箇所について修繕（軽微なもの）を行う。
ⅱ）登山道巡視（開園時）	・登山道の巡視を行い、点検するとともに、入山者の把握をする。	・登山道の状況を的確に把握し、事故・災害の防止を図る。 ・神居尻地区、一番川地区の案内所及び各登山道の入口に届出書（様式任意）を備え置き、入山状況の把握に努める。

ⅲ）林野火災予防巡視	・林野火災予防強調期間中に道民の森各地区につながる路網の巡視及び入園者等への指導を行う。	・道を初めとする関係機関と連携し、重点的に別図に示す林道等の巡視を行って山火事の未然防止、入園者等に対する山火事防止の啓発に努める。
ⅳ）冬季閉園時巡視・点検	・閉園時には定期的に建物・工作物等の点検を行う。	・施設の状況を月１回以上、定期的に把握し、積雪による破損等を未然に防ぎ、財産の保全を図る。
ⅴ）夜間警備業務	・神居尻地区、月形地区、一番川地区の夜間巡回及び駐在	・利用状況に応じて巡回を実施し、宿泊者の安全及び施設の保全を確保する。
ⅵ）記録管理	・実施状況を日誌に記録管理する。	・実施状況を正確かつ効率的に電子データとして記録し、保管する。
３ その他		
①野生動物対策	・蜂などの有害駆除業務	・利用者の安全及び快適性を確保するため、速やかに駆除する。
	・ヒグマ出没時、利用者等の安全確保のための適切な対応を行う。	・道と連携、協力し、ヒグマ出没に関する情報発信やパトロール等を実施する。
②開園準備	・施設内の柵・看板等の取付及び雪起こし、ベンチ等の設置を行う。	・開園時までに適切に整備されるよう実施する。
③閉園準備	・施設内の柵・看板等の取外し、ベンチ等の片づけを行う。	・降雪時までに適切に整備されるよう実施する。
④建物冬囲い・取外し	・施設内の建物、トイレ、四阿、遊具等の冬囲い、取り外しを行う。	・冬期間の雪害に備えて適宜実施する。
⑤除　雪	・冬期間の建物・工作物・トイレ等の周囲及び屋根の除雪を行う。 ・開園前の道路及び駐車場の除雪を行う。	・積雪状況に応じて適宜実施する。 ・開園時に使用できるよう実施する。
⑥その他	・神居尻地区（水源の森）内に、借上簡易トイレ（２便器）を配備する。なお、配備する期間は、開園期間とする。	

◆ 運営業務

項　　目	内　　容	要　求　水　準
１ 利用提供業務		
① 利用案内等		・神居尻地区、一番川地区、月形地区に必要な管理人を配置し、適切かつ丁寧に対応する。 ・利用者の平等利用を確保する。 ・障がい者及び高齢者等の利便に配慮する。 ・職員研修は、利用者・職員の安全管理に関すること、施設設備の安全管理に関すること、業務上の知識・技能の習得や施設の利活用方策に関することについて、各１回以上実施する。 ・苦情に対し迅速かつ適切に対応するとともに、速やかに道に連絡する。 ・物品貸出し、回収の都度、点検及び整理を行う。
ⅰ）利用者への接遇	・案内、各種受付、利用承認、利用及び安全指導等利用者への接遇を行う。	
ⅱ）職員研修	・利用者サービスや安全管理等の維持向上を図るため職員の研修を実施する。	
ⅲ）苦情対応	・利用者からの苦情等への応答、対応 ・苦情処理経過の記録及び道への報告	
ⅳ）利用調整	・施設の利用に関し、利用者との調整を行う。	
ⅴ）物品貸出業務	・施設（宿泊施設、キャンプ場、森林学習センターほか）の物品の貸出しを行う。	
ⅵ）利便性向上のための取組	・利用者の利便性向上のための取組を推進する。	・道と連携、協力し、地元食材を活用した飲食物を提供する。 ・道と連携、協力し、地域の食や観光と一体となった利用プラン情報を発信する。
②利用者の満足度の把握	・施設等利用者の満足度等を把握する。	・道が実施する利用者満足度調査等に協力する。 ・指定管理業務を通じて提供するサービス等に対する利用者満足度調査を実施する。実施にあたっては、あらかじめ実施計画を提出するなど、その内容について道と協議する。
２ 利用料金収受等業務		
① 規　　定	・北海道立道民の森条例（以下「設置条例」という。）第 11 条の規定により処理する。	・北海道立道民の森条例（以下「設置条例」という。）及び北海道立道民の森管理規則（以下「管理規則」という。）等の定めるところにより、適切に利用料金を収受し、又は減免等を行う。 ・利用者に対する不当な差別的取扱いがない
②利用承認・取消等		
ⅰ）利用承認・承認の基準	・利用の申し込みに対して承認を行う。 ・なお、承認の際、必要に応じて条件	

		を付す。また、利用内容変更についても同様とする。 ・設置条例第８条の各号に該当するときは承認してはならない。	ようにする。 ・管理規則で定める遵守事項違反の防止に努めるとともに、違反者に対し、適切に対応する。
	ⅱ）取消・制限・停止	・設置条例第 10 条に規定する違反等の行為に対し、承認を取り消し、又は制限若しくは停止する。	
	ⅲ）遵守事項	・管理規則第７条に定める遵守事項の違反の防止に努める。	
③ 利用料金の収受		・施設を利用しようとする者から、当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受する。	
④ 利用料金の決定		・利用料金については、設置条例第 11 条第３項で定める利用料金の額を上限に、指定管理者が知事の承認を受けて定める。変更の場合も同様とする。	
⑤ 利用料金の還付		・既納の利用料金は還付しない。ただし、管理規則第３条で定める基準に基づき全部又は一部を還付できる。	
⑥ 利用料金の減免		・管理規則第４条等で定める基準により利用料金の減免を行う。	
３ 利用促進業務			
①広報等			・地元自治体、住民団体、企業等と連携、協力し、効率的かつ効果的な利用促進策を実施する。 ・広報誌等への掲載、施設情報に係るイベントの開催等、多様な手法によりＰＲ活動を展開する。 ・道と連携、協力し、施設の魅力や価値について、ホームページ等を活用し、効果的に発信するとともに、ホームページ内に相談窓口を設け、利用者のニーズに適確に対応する。
	ⅰ）広報活動	・一般や学校等に対する広報活動を行う。	
	ⅱ）パンフレット	・ＰＲパンフレットの作成及び配布を行う。	
	ⅲ）インターネット	・施設のホームページやＳＮＳ等で施設の供用状況、施設概要、各種イベント等の情報提供を行う。	
②催事事業		・各種イベントの企画及び運営を行う。 ・幅広い世代が森林づくりに参加することができる多様なプログラムを実施する。	・道と連携、協力し、学校や教育委員会への案内文書の発出や訪問、教員への周知・啓発等を行い、学校等の利用促進を図る。 ・道と連携、協力し、自然体験施設との間に施設情報を共有するとともに、活動内容の宣伝や普及に関する取組を実施する。 ・別記４に基づき催事事業を実施し、一般に対する利用促進を図る。 ・催事事業参加者に対するアンケート調査を実施し、満足度やニーズを把握する。
４ 森林環境教育事業		・道民の森を利用する小中学校生を対象に「森林」をキーワードとした環境教育プログラムを実施する。	・別記５に基づき事業を実施し、利用促進を図る。
５ 自発的な森づくりへの支援		・協働の森づくり及び水源の森づくり地区の適宜巡視や活動支援を行うとともに、事業内容のＰＲを行う。	・植栽木の生育状況を確認し、道へ報告する。 ・協働の森づくり、水源の森づくりに係る道の施策への協力に努め、活動に参加する植樹者に対して、道具の貸出し、現地案内、植樹等指導を行う。
６ 事故処理等			
①事故処理		・盗難、急病人やけが人等園内での事故発生時には、直ちに被害者へ必要な措置を施すとともに管轄の警察署等関係機関へ連絡・通報するなどの適切な事故対応を行う。 ・事故の発生状況や処理経過について速やかに道に報告する。	
②安全対策		・事故・自然災害・山火事・蜂・ヒグマ等による被害等緊急事態に対し、関係機関も含めた適正な緊急時連絡体制を確立する。 ・連絡体制を確保するため、衛星電話を備え付ける。	
③保険加入		・協定書に定める施設賠償責任保険等に加入する。	
７ 災害時対応			
①施設の利用禁止等		・災害、荒天、事故等により施設の区域若しくは各施設の利用が不可能と認められる場合、又は、施設の管理上緊急でやむを得ない事由により利用を制限する必要がある場合は、供用時間の変更、施設の利用禁止、立入禁止区域の設定、その他必要な措置を講ずる。	
②利用者の安全確保		・台風等の災害時には、利用者の誘導等安全確保を万全に行う。	

	③応急措置	・台風等の災害による復旧のうち、枝葉の除去、支柱の手直し等の軽微なものについては、指定管理者がこれを行うものとする。なお、その他、施設の復旧等については、道と協議の上、対応することとする。
	④道に対する報告	・上記の場合、いずれも速やかに道に報告する。
８ 防火管理		・防火対象物（神居尻地区多目的管理棟・森林学習センター・各宿泊棟・各宿泊管理棟、月形地区木工芸館・陶芸館）に防火管理者を選任するとともに、防災計画を定め、避難訓練を実施する。 ・神居尻地区の地下燃料貯蔵所（３箇所）管理のため危険物取扱者を選任し、防火管理に努める。
９ 各種報告等		
	①事業報告書	・規則第９条に基づき、業務実施状況等について毎年度終了後 30 日以内に道に報告する。 ・各年度の四半期終了後 15 日以内に四半期業務報告書を道に提出する。
	②利用状況等の報告	・毎月の施設の利用状況及び利用料金収入について、翌月の 10 日までに道へ報告する。
	③行為の許可及び管理者との協議	・施設内において、物品の販売、募金その他これらに類するなどの行為については、知事の許可を必要とする場合があるので、申請者から相談があった場合は、道と緊密な連絡を図る。
	④公有財産使用の道との連絡	・施設の公有財産使用については、知事の許可を必要とする場合があるので、このような申請又は申請者からの相談があった場合は、道と緊密な連携を図る。
	⑤その他	・その他知事が必要と認めるもの
10 指定管理者の名称表示		
	施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者である道（石狩振興局森林室）の連絡先を施設内に表示するとともにパンフレット等にも明示するものとする。	
11 個人情報の取扱い		
	個人情報の保護に関する法律の規定は、指定管理者（施設の管理に係るものに限る）について準用されるので、個人情報の取扱いに関し必要な事項を内部規程に定め、適切に管理すること。	
12 業務の効率化等によるコスト縮減		
	業務の効率化・省力化を推進し、コスト削減を図ること。	
13 その他		
	指定管理者は、以上に定める業務のほか、道民の森の業務を円滑に推進するため必要な業務を行うものとする。	

施設保守点検等項目

別記１

１　専門家等による定期点検･整備を行い、施設の安全性を確保する。（点検結果及び整備内容を記録管理する。）

点検名	規格等	回数
電気設備保守点検	自家用電気工作物 （神居尻・390KVA）	月次点検計７回、年次点検１回 計８回
	非常用発電機 （神居尻・25KVA）	月次点検計７回、年次点検１回 計８回
	自家用電気工作物 （月形・100KVA）	月次点検計７回、年次点検１回 計８回
	大型発電機 （一番川・37KVA）	月次点検計６回、年次点検１回 計７回
	小型発電機 （一番川・12.5KVA）	月次点検計６回、年次点検１回 計７回
	発電所に付属する低圧設備（一番川）	月次点検計６回、年次点検１回 計７回
消防設備保守点検	神居尻（多目的管理棟・森林学習センター・各宿泊棟・各宿泊管理棟） 月形（陶芸館・木工芸館）	総合点検年１回 機器点検年１回 計２回
防火対象物点検	神居尻森林学習センター	年１回
汚水浄化槽 保守点検	神居尻（546 人槽）	開園期間中 月２回４ヶ月、月３回２ヶ月
	神居尻宿泊棟（400 人槽）	開園期間中 月２回４ヶ月、月３回２ヶ月
	一番川（340 人槽）	開園期間中 月２回４ヶ月、月３回１ヶ月
	月形陶芸館（160 人槽）	開園期間中 月１回２ヶ月
	月形木工芸館（70 人槽）	開園期間中 月１回２ヶ月
汚水浄化槽 水質検査	神居尻（546 人槽）、 神居尻宿泊棟（400 人槽） 一番川（340 人槽）、 月形陶芸館（160 人槽）、 月形木工芸館（70 人槽）	年１回
配水池等 保守（清掃）点検	神居尻（着水井・配水池）、 神居尻宿泊棟（原水槽・配水池）、 月形（受水槽・配水池） 一番川（配水池）	年１回
地下灯油タンク 配管気密点検	神居尻各宿泊管理棟２、 森林学習センター１　計３	年１回
浄化槽汚泥引抜	神居尻（546 人槽）、 神居尻宿泊棟（400 人槽） 一番川（340 人槽）、 月形陶芸館（160 人槽）、 月形木工芸館（70 人槽）	年１回
上水道機械施設（濾過器等）保守点検	神居尻、神居尻宿泊棟	年３回
	一番川、月形	年２回
上水道（配水池等） 水質検査	神居尻	年１回（３カ所３検体）
	神居尻宿泊棟	年１回（３カ所３検体）
	月形	年１回（３カ所３検体、内１カ所は水道法の定めによる毎月検査を兼ねる）
	一番川	年１回（３カ所３検体）
衛生施設（風呂） 水質検査	神居尻各宿泊棟 一番川管理棟	年１回（３カ所６検体）
汚水浄化槽 （電気関係） 保守点検	神居尻（546 人槽） 神居尻宿泊棟（400 人槽） 一番川（340 人槽） 月形陶芸館（160 人槽）	年２回

	月形木工芸館 （70 人槽）	
浄化槽（リサイクル型）保守点検	青山中央植樹広場（300 人槽）、青山中央案内広場（100 人槽）	年５回
施設（トイレ等）水抜・水出し	神居尻１６、一番川５、月形５、青山中央４ 計３０	水抜き　年１回 水出し　年１回
給湯機器（温水ボイラー等）保守点検	神居尻サイクリングセンター、月形陶芸館、 一番川管理棟　　計３	年１回
無圧式温水ボイラー 保守点検	神居尻各宿泊管理棟２、森林学習センター１ 計３	年１回
循環濾過器 保守点検	神居尻各宿泊管理棟２ 計２	年１回
ＦＦ式暖房機 保守点検	神居尻（管理棟１、管理棟２、宿泊管理棟６、宿泊棟３２） 一番川管理棟１、月形２ 計４４	４年に１回
燃料タンク清掃	神居尻各宿泊管理棟２（地下）、森林学習センター１（地下）、宿泊棟Ｂ１、宿泊棟Ａ ３、サイクリングセンター１、月形陶芸館１、一番川２ 計１１	４年に１回
陶芸窯保守点検	月形陶芸館２	年１回
木工機械保守点検	月形木工芸館	年１回
し尿処理	くみ取り式トイレ 神居尻記念の森１ 簡易トイレ 神居尻地区２（水源の森） 計３	適宜

別記２

◆　神居尻地区の木製遊具の点検

⑴　毎日点検

使用開始前時に職員による目視、触診等による点検を行ない、遊具施設の安全性を確認し、必要な修繕・調整を行うこと。

◆　一番川地区発電機（エンジン）保守点検

一番川地区の発電機について専門業者による点検を行う。

⑴　点検内容

メーカ取扱説明書に基づき、シーズン始めのほか、500 時間、2,000 時間、4,000 時間使用時及び、シーズン終わりに点検を行い、必要に応じてマフラー内カーボン除去、エレメント等の部品交換を行う。

さらに、8,000 時間には、エンジン部品オーバーホールを行う。

⑵　記録等

それぞれの点検結果をとりまとめ、道に適宜報告する。

別記３

◆　生活環境の保全に関する環境基準に準ずる水質調査

道民の森が、当別ダムの上流水系に位置していることから、専門業者による河川水の水質調査を実施する。

⑴　調査基準

点検にあたっては、「生活環境の環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号水質汚濁に係る環境基準について）に準じて行うこと。

⑵　調査箇所及び回数

各地区（青山中央地区除く。）浄化槽設置下流で開園期間中３回、神居尻・月形地区については上流でも１回実施すること。

神居尻地区の水源の森Ａ区域の西端（林道沿い）の地点で開園期間中３回実施すること。

⑶　測定項目

水素イオン濃度（pH）、浮遊物質量（SS）、生物化学的酸素要求量（BOD）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数、全窒素（TN）、全リン（TP）

⑷　記録等

各調査毎に調査結果をとりまとめ、道に適宜報告する。

別記４

催事事業

１　業務の目的

道民の森を活用して、幅広い世代の道民一人ひとりが森林や木材にふれ親しむ機会を確保するため、次の催事を提供・実施する。

２　業務の内容

子どもから高齢者まで幅広い世代が森林とふれあい、森林の多面的機能を理解することができるよう、道民の森の各地区を活用し、「森で遊び」「森に学び」「森を育てる」のテーマごとに体系的なプログラムを実施する。

また、森林体験学習等の充実強化を図るため、次の催事事業に加え、道が別途指定する催事（年最大４事業）を実施する。なお、別途指定する催事については、道が提案する実施内容を基に、企画及び運営等について協議をし決定する。

〇開催地区

神居尻地区、月形地区、一番川地区

〇テーマ

（１）森で遊ぶ

森林の産物を使ったクラフト作り、季節ごとの森を楽しむノルディックウォーキング など

（２）森に学ぶ

木々や野鳥の知識を深める観察会、森と川のつながりを学ぶ稚魚放流 など

（３）森を育てる

植樹体験、枝打ちなどの育樹体験 など

３　その他

事業の実施にあたっては、適正な人数のインストラクター等を配置するとともに、必要に応じて材料費や保険料等を徴収する。また、あらかじめ実施の計画内容について道と協議（別途指定する催事を除く。）することとし、プログラム実施後、翌月の 10 日までに実施結果を報告すること。

別記５

森林環境教育事業

１　業務の目的
　道民の森を利用する小中学校の児童生徒に対し、道民の森の自然環境を活かした「森林」をキーワードとした環境教育プログラムを実施し、森林の持つ公益的機能の理解や森林と環境の結びつきについて、興味・関心を深める。

２　業務の内容
（ア）学校訪問等による内容の打ち合わせ及び企画立案
（イ）学校による独自活動への助言
（ウ）フィールドの確認と教材の手配及び資料の作成
（エ）プログラムの進行管理
（オ）プログラム終了時の分析と報告
（カ）プログラム実施後、翌月の 10 日までに実施結果を報告

３　実施校数及び実施プログラム数（目標）
延べ２５校、延べ１００プログラム以上

４　その他
あらかじめ実施内容について道と協議すること。

指定管理業務に係る仕様のモデル

参考資料

このモデルは、本施設の維持管理及び運営に係る一般的な仕様を例示するものである。
なお、このモデルは、業務計画書の作成に当たり、業務の細目毎に要求水準を満たす処理方法その他の仕様を具体的に提案するための参考として提示したものであり、道が指定管理者に対して求める要求水準を必ずしも満たすものではない。

1 施設管理					
①植物管理					
	Ⅰ 芝生等管理	芝刈	主要広場	19,500㎡	×4回
			主要施設周辺	56,625㎡	×2回
			その他施設周辺	28,523㎡	×2回
			法面等	69,492㎡	×2回
		除草		76,125㎡	×1回
		施肥		104,648㎡	×1回
		ｴｱﾚｰｼｮﾝ		38,063㎡	×1回
		目土		38,063㎡	×1回
		灌水		76,125㎡	×1回
		薬剤散布		104,648㎡	×1回
		落ち葉処理		59,045㎡	×2回
				59,210㎡	×1回
	Ⅱ 歩道等刈払	施設周辺		250㎡	×2回
		林内等		21,259㎡	×1回
		登山道		26,746㎡	×1回
		下刈	全刈2回刈	1,100㎡	×2回
			全刈1回刈	8,000㎡	×1回
		地拵	全刈	10,200㎡	
	Ⅲ 樹木等管理	施肥	樹木	694本	
			ハーブ園	417㎡	
		殺鼠剤散布		23.84ha	×2回
		樹木活力		4本	
		整枝選定		17本	
		危険木除去		60本	
		冬囲い		979本	
		人力除草	ハーブ園	1,000㎡	×3回
②施設・設備管理業務					
	Ⅰ 施設保守管理	電気設備保安点検	神居尻自家用電気工作物	月次点検1回/月・年次点検1回/年	計8回(4～11月)
			神居尻非常用発電機	月次点検1回/月・年次点検1回/年	計8回(4～11月)
			月形自家用電気工作物	月次点検1回/月・年次点検1回/年	計8回(4～11月)
			一番川大型発電機	月次点検1回/月・年次点検1回/年	計7回(5～10月)
			一番川小型発電機	月次点検1回/月・年次点検1回/年	計7回(5～10月)
			一番川発電所付属低圧設備	月次点検1回/月・年次点検1回/年	計7回(5～10月)
		消防設備保守点検	神居尻地区多目的管理棟・森林学習センター・各宿泊棟・管理棟、月形陶芸館・木工芸館	総合点検1回/年(5月) 機器点検1回/年(9月)	
		汚水浄化槽保守点検	神居尻(546人槽)	年14回	(5月～10月)
			神居尻宿泊棟(400人槽)	年14回	(5月～10月)
			一番川(340人槽)	年11回	(5月～9月)
			月形陶芸館(160人槽)	年2回	(5月、8月)
			月形工芸館(70人槽)	年2回	(5月、8月)
		汚水浄化槽(電気関係)保守点検	神居尻(546人槽)	年2回	(5月、9月)
			神居尻宿泊棟(400人槽)	年2回	(5月、9月)
			一番川(340人槽)	年2回	(5月、9月)
			月形陶芸館(160人槽)	年2回	(5月、9月)
			月形工芸館(70人槽)	年2回	(5月、9月)
		水質検査 (汚水浄化槽施設)	神居尻、神居尻宿泊棟、一番川、月形陶芸館、月形工芸館	年1回	(6月)
		リサイクル型 浄化槽保守点検	青山中央植樹広場	年5回	(4月～10月)
			青山中央案内広場		
		配水池等保守 (清掃)点検	神居尻着水井、配水池	年1回	(6月)
			神居尻宿泊棟原水槽、配水池		
			月形受水槽、配水池		
			一番川配水池		
		上水道機械施設保守点検	神居尻	年3回	(5月、8月、10月)
			神居尻・宿泊棟		
			一番川	年2回	(5月、8月)
			月形		
		水質検査 (上水道施設)	神居尻、神居尻宿泊棟、一番川、月形	年1回、13検体	(5月)
		水質検査 (専用水道)	月形	毎日検査、毎月検査、3ヶ月検査、年間検査	
		水質検査 (衛生施設)	神居尻宿泊棟(風呂)	年1回	4検体
			一番川管理棟(風呂)	年1回	2検体

		施設水抜き・水出し	各地区水抜き・水出し（30箇所）	年2回　（4月、10月末）
		防火対象物定期点検	神居尻森林学習センター	年1回　（5月）
		発電機保守点検	一番川	シーズン開閉時、500,2000,4000,8000時間点検
		展示器機保守点検	神居尻森林学習センター	年2回　（4月、10月）
		陶芸窯保守点検	月形陶芸館2基	年1回　（5月）
		木工機械定期点検	月形木工芸館	年1回　（5月）
		浄化槽汚泥汲引抜き	神居尻、一番川、月形　合計5基	年1回　（10月）
		簡易トイレ等し尿収集	各地区合計6基	適宜
		温水ボイラー保守点検	神居尻宿泊棟2、森林学習センター1	年1回　（6月）
		循環濾過器点検	神居尻宿泊管理棟2	年1回　（6月）
		給湯器機保守点検	神居尻サイクリングセンター、 月形陶芸館、一番川管理棟	年1回　（6月）
		地下灯油タンク 配管・気密点検	神居尻宿泊管理棟2、森林学習センター1	年1回　（6月）
		灯油タンク清掃	神居尻宿泊管理棟等12	4年に1回　（5月）
		FF式暖房機器点検	神居尻地区宿泊管理棟等44	4年に1回　（5月）
		ﾍﾟﾚｯﾄｽﾄｰﾌﾞ(FF式)点検	神居尻地区多目的管理棟	4年に1回　（5月）
	Ⅱ　補修等	経常分	一般施設	外灯修繕
				刈り払い機、チェンソー補修
				管理道・登山道等補修
				浄化槽ポンプ修繕
				野外庭園灯取替
				ロッジ電灯用ブレーカー取替
				キャンプ場トイレドア修繕
				自動ドア調整、修繕
				炊飯器・冷蔵庫等修繕
				建物等修繕
				給湯設備修繕
				風呂循環ポンプ修繕
				A棟ガラス交換
				A棟食堂テレビ修繕
				A棟・B棟食堂ガス機器修繕
				キャンプ場テントサイト補修
				デイキャンプ場炉補修
				キャンプ場木柵補修
				テント修理
				森林学習センター雪止め金具修繕
				森林学習センター非常用バッテリー交換
				トイレ臭気口修繕
				インターフォン設備修繕
				暖房ストーブ修繕
				網戸、窓枠修繕
				バンガロー木柵土留修理
				電気炉上蓋ファイバー補修
				リヤカー、一輪車修繕
		大規模修繕	道と協議	
	Ⅱ　衛生管理	ゴミ収集	園内、施設で発生したゴミの収集・運搬・処理	
		清掃	トイレ、浴室、食堂、厨房、ゴミステーション、炊事棟、玄関、宿泊室など	6,540㎡　×隔日
			キャンプ場、事務室など	31,288㎡　×週2日
			駐車場、倉庫、四阿、管理用道路など	64,163㎡　×週1日
		特別清掃	ガラス清掃 神居尻多目的管理棟 宿泊管理棟A 宿泊管理棟B 森林学習センター	473㎡　×1回
			床清掃、ﾜｯｸｽ仕上げ 神居尻多目的管理棟 宿泊管理棟A 宿泊棟A 宿泊管理棟B 森林学習センター	3,171㎡　×1回
		環境対策調査 （水質調査分析）	浄化水調査‥神居尻・青山ダム・牧場南・一番川・月形地区・神居尻地区水源の森　各3回（6月、8月、10月） ・分析項目‥水素イオン濃度、浮遊物質量、生物化学的酸素要求量 溶存酸素量、大腸菌群数、全窒素、全リン、流量 浄化槽上流水調査‥神居尻・月形地区　各1回 ・分析項目‥大腸菌群調査、糞便性大腸菌検査	

Ⅲ 巡視・警備	園内巡視業務	地区内の随時巡視ほか案内・指導・安全管理・施設等の設備点検・軽微な修繕	神居尻	5月1日～10月31日
			一番川	7月1日～8月31日
			月形	5月1日～10月31日
			青山ダム・牧場南・青山中央巡視(4H)	5月1日～10月31日
			神居尻地区水源の森(4H)	5月1日～10月31日 週1回(7，8月は週2回)
	園内冬期巡視業務	各地区冬期間の建物及び施設の状況把握		1回/月(12月～3月)
	林野火災予防巡視業務	道民の森全域内林道等を車で巡視、山火事防止の普及啓蒙、早期発見及び道路状況の把握、軽微な補修		林野火災予防期間中
	登山道巡視業務	登山道危険箇所の早期発見と安全対策、登山者の安全確保、指導、案内等		1回/月(5月～10月)
	夜間警備	神居尻地区、月形地区、一番川地区各施設周辺		巡回 3回/日、6月1日～9月30日
Ⅳ その他	蜂の巣等駆除	各地区		必要に応じ随時実施
	その他	その他施設利用者の安全確保に必要な業務		
	建物等除雪	各地区建物・トイレ・避難小屋・案内所等施設・設備除雪		屋根・周辺除雪：1～3月各1回
		神居尻地区森林学習センター中庭		年12回 (12～3月)
	道路・駐車場等除雪	道道入り口から各地区施設までの道路並びに駐車場		年1回(3月)
	建物冬囲い・取り外し	施設内の建物、窓鎧戸取付け・取外し		年2回(11月、4月)
	開園準備	各地区標識取付、防護柵設置、雪起こし、その他開園準備		年1回(4月)
	閉園準備	各地区標識取外、防護柵取外し、雪囲い、その他閉園準備		年1回(11月)

2 施設運営

①利用提供				
管理人 (清掃、器具等の点検・整備)		神居尻宿泊管理棟A	昼間	5月1日～10月31日
			夜間	5月1日～10月31日
			繁忙期	7月1日～8月31日
		神居尻宿泊管理棟B	昼間	5月1日～10月31日
			夜間	5月1日～10月31日
			繁忙期	7月1日～8月31日
		神居尻多目的管理棟		5月1日～10月31日
		神居尻森林学習センター		5月1日～10月31日
		一番川管理棟	一部閑散期巡視兼務	5月1日～9月30日
		月形陶芸館		5月1日～10月31日
②利用料金・料金収受等		北海道立道民の森条例及び管理規則に基づく、有料施設の利用料金決定、利用承認、料金の収受・還付・減免事務		
③利用窓口		窓口配置 9時30分～16時30分		
		多目的管理棟 ‥管理棟学習室、野外ステージ、林間キャンプ場、シャワー室		
		宿泊棟A ‥宿泊棟A1．A2		
		宿泊棟B ‥宿泊棟B		
		森林学習センター‥森林学習センター(研修室、体育館)		
		一番川管理棟 ‥オートキャンプ場、自然体験キャンプ場		
		月形陶芸館 ‥陶芸館工作室、バンガロー、学習キャンプ場、シャワー室		
		月形工芸館 ‥工芸館工作室		
④利用促進				
	広報等	イベント誘致の働きかけ、広報活動展開		
	インストラクター	神居尻森林学習センター	木工作等体験指導	5月1日～10月31日
		月形陶芸館	陶芸体験指導	5月1日～10月31日
		月形工芸館	木工作等体験指導	5月1日～10月31日
		神居尻地区水源の森	植樹指導及び巡視	5、6、9、10月の土・日・祝祭日・振替休日
	催事事業	「遊ぶ」「学ぶ」「育てる」のテーマごとに各地区の特色を活かしたプログラムを提供		
⑤森林環境教育事業		小中学生に対する 森林環境教育プログラムの提供	受講学校数延べ25校100プログラム	
⑥自発的な森づくりへの支援		コラボの森管理及び水源の森植栽木の確認、住民・ボランティアとの協働環境づくり		
⑦事故処理				
	救護	疾病者の適切な看護		
	通報	関係部署への通報		
	報告	道への報告		
	保険加入	施設賠償責任保険(身体賠償1名に付き3千万円、1事故1億円、対物賠償1事故5百万円)並びに旅館賠償責任保険(身体賠償1名に付き3千万円、1事故1億円、対物賠償1事故5百万円)加入・渉外		
	安全対策	事故後の安全対策、緊急時の対応についての訓練、連絡体制の確立		
⑧災害時対応		災害等への適切な対応、必要な措置、利用者の安全確保		
⑨ 防火管理				
	防災計画策定・避難訓練の実施	防災計画を定め、防火対象施設のある神居尻地区、月形地区にて避難訓練を各1回実施		
	その他	地下貯蔵所危険物取扱責任者の選任		
⑩売店等便益施設管理運営業務		・自動販売機 各地区合計9台		

別紙１

管　理　の　目　標

指定期間	令和９年度から令和13年度まで	公園名	北海道立道民の森

１　北海道立道民の森の使命
多くの道民が森林と親しみ、森林を知り、その恵みを受けながら、自然とともに生きる心を培う。

２　目的【上記使命を具体化するため、管理運営事業を通じて達成しようとする成果】
道民の森「活用方針」に沿って次の取組を推進する。
⑴ 自然や森林とふれあうための多様な施設やプログラム等を積極的に提供し、利用促進を図る。
⑵ 道民が自発的に森林づくりに参加できる機会を提供し、施設を通じて道民との協働を推進する。
⑶ 日常的な保守点検・巡回等の業務を適切かつ効率的に実施し、利用者に安全で快適な利用環境を提供する。

３　達成目標及び業績指標【指定期間を通じて達成すべき成果及び具体的な指標】

⑴ 利用促進

達成目標及び業績指標	基準年	指　標　値					達成度評価	
	R７	R９	R10	R11	R12	R13	ｳｴｲﾄ	評価比率
①来園者数の増加　〈重点〉 【116,600人確保】 ［参考:中間目標(R12)110,000人 :最終目標(R18)150,000人］	72,891 人	82,100 人	91,400 人	100,700 人	110,000 人	116,600 人	3/10	
②有料施設利用者数の増加 【20,000人確保】	12,632 人	13,800 人	15,100 人	16,600 人	18,200 人	20,000 人	1/10	
③小中学校・高校等団体利用者数の増加 【10,300人確保】	6,683 人	7,200 人	7,900 人	8,600 人	9,400 人	10,300 人	1/10	4/10
④催事プログラム参加者数の増加 【6,300人確保】 ［参考:中間目標(R12)6,000人 :最終目標(R18)8,300人］	5,923 人	5,930 人	5,950 人	5,970 人	6,000 人	6,300 人	2/10	
⑤ホームページへのアクセス件数の増加 【122,400件確保】	116,621 件	117,700 件	118,900 件	120,000 件	121,200 件	122,400 件	1/10	
⑥ＳＮＳ等を利用した情報発信回数 【月2回以上/年66回以上確保】	一回	月2回以上 年61回 以上	月2回以上 年62回 以上	月2回以上 年63回 以上	月2回以上 年64回 以上	月2回以上 年66回 以上	1/10	
⑦ＰＲ活動件数 【66件確保】	60 件	61 件	62 件	63 件	64 件	66 件	1/10	

注)重点目標は、管理の目標のうち、施設の設置目的や態様に応じて、特に重点的に取り組むものとして設定する目標。

⑵安全かつ快適な利用環境の提供

達成目標及び業績指標	基準年	指　標　値					達成度評価	
	R７	R9	R10	R11	R12	R13	ｳｴｲﾄ	評価比率
①職員の資質向上を図るための研修【17回確保】	16 回	17 回	17 回	17 回	17 回	17 回	5/10	
②施設内及び駐車場における日常的な巡回・安全指導を効果的に実施し、施設利用者による事故発生件数を年間1件以下とする。	0 件	1件以下	1件以下	1件以下	1件以下	1件以下	5/10	1/10

⑶ 住民等との協働推進

達成目標及び業績指標	基準年	指　標　値					達成度評価	
	R７	R9	R10	R11	R12	R13	ｳｴｲﾄ	評価比率
①住民ボランティア等による施設の維持運営への協力団体数【8団体確保】	8 団体	8 団体	8 団体	8 団体	8 団体	8 団体	10/10	1/10

⑷ 利用者満足度の向上

達成目標及び業績指標	基準年	指　標　値					達成度評価	
	R7	R9	R10	R11	R12	R13	ｳｴｲﾄ	評価比率
①指定管理業務に関する満足度調査で満足と回答した利用者の割合を80%以上とする。	―	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	7/10	3/10
②催事事業に関するアンケート調査で満足と回答した参加者の割合を80%以上とする。	―	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	3/10	

⑸ 業務の効率化

達成目標及び業績指標	基準年	指　標　値					達成度評価	
	R7	R9	R10	R11	R12	R13	ｳｴｲﾄ	評価比率
①ペーパーレス化等によるコスト削減 【業務報告書等の提出に係るコピー用紙使用枚数を最終年までに基準年比10%以上削減】	280枚	基準年比2%以上減	基準年比4%以上減	基準年比6%以上減	基準年比8%以上減	基準年比10%以上減	10/10	1/10

4　指標値のカウント方法及び評価方法

指　　標	指標値のカウント方法	「達成度の評価方法」で定める評価方法
⑴ 利用促進		
①来園者数	道民の森各地区の来園者数	アにより評価
②有料施設利用者数	道民の森有料施設利用者数	アにより評価
③小中学校・高校等団体利用者数	各日毎の利用者数 【例：A小学校３０名が１泊２日で利用した場合は６０名】	アにより評価
④催事プログラム参加者数	指定催事及び自主催事参加者数の合計 ※常設展示等の見学者は、指標値に含まない。	アにより評価
⑤ホームページへのアクセス件数	道民の森ホームページアクセス件数	イにより評価
⑥ＳＮＳ等の発信回数	道民の森公式アカウントにより、施設の状況やＰＲ情報等をＳＮＳ等で発信した回数	イにより評価
⑦ＰＲ活動件数	道民の森の利用促進を図るための各種ＰＲ活動件数の合計 ◆外部団体等へのインターネット、新聞、雑誌、広報誌等への掲載によるＰＲは、掲載内容毎に１媒体１件としてカウント 【例：イベント情報の掲載を１０媒体で掲載した場合は１０件】 ◆パンフレット配布、ポスター掲示、学校訪問によるＰＲは、同一内容目的毎に１件としてカウント 【例：パンフレットを１０団体に配布した場合は１件、学校利用訪問を１０校実施した場合は１件】 ◆イベント開催によるＰＲは、イベント毎に１件としてカウント 【例：○○イベントを３日間実施した場合は１件】	イにより評価
⑵安全かつ快適な利用環境の提供		
①職員の資質向上を図るための研修	職員の資質向上等を図るための研修会の開催件数	イにより評価
②事故発生件数	施設利用者の事故発生件数	ウにより評価
⑶ 住民等との協働推進		
①住民ボランティアによる施設の維持運営への協力団体数	道民の森の活用促進を図るために、連携協力して事業等を実施しているボランティア団体等の件数	イにより評価
⑷ 利用者満足度の向上		
①利用者満足度	利用者満足度調査等により、満足（満足及びやや満足）と回答した割合	イにより評価
②催事参加者満足度	催事参加者へのアンケート調査等により、満足（満足及びやや満足）と回答した割合	イにより評価
⑸ 業務の効率化		
①ペーパーレス化等によるコスト削減	年次業務計画書及び年次収支計画書、四半期業務報告書及び事業報告書の提出に係る基準年度のコピー用紙使用枚数に対する削減割合	イにより評価

達　成　度　の　評　価　方　法

評価点合計	評　　価

【評価方法】

１ 「基礎点数」

ア　利用者数の増加等に関する指標の場合

$$\text{「基礎点数」} = \frac{\text{（当該年度実績値－基準年度実績値）}}{\text{（当該年度指標値－基準年度指標値）}} \times １０$$

イ　利用者の満足度の向上等に関する指標の場合

「基礎点数」 ＝ 当該年度実績値／当該年度指標値×１０

※小数点第１位を四捨五入。ただし、９点台の点数については、小数点以下の端数は切り捨て

※評価対象年度の実績値が目標値を上回る（達成目標が１００％を超える）場合は、基礎点数は上限の１０点とする。

ウ　達成目標（⑵「施設内の事故の発生件数」）の場合

「基礎点数」 ＝　０～１件：１０点、２件：８点、３件：５点、4件以上：0点とする。

２ 「ウエイト」

大項目（１）～（５）に設定している達成目標ごとの達成効果への反映割合を設定するもので、達成目標ごとの重要度に着目してウエイトを設定することとし、大項目ごとのウエイトの合計が１０分の１０になるよう設定している。

３ 「項目点」

項目ごとの基礎点数にウエイトを乗じて算出

項目点＝基礎点数×ウエイト（割合）（小数点第２位四捨五入）

４ 「評価比率」

管理の目標全体に対する大項目ごとの達成効果への反映割合を設定するもので、項目の重要度に着目してウエイトを設定することとし、評価比率の合計が１０分の１０になるよう設定する（ウエイト設定の考え方と同様）。

５ 「評価点」

大項目ごとに項目点の合計に評価比率を乗じて算出

評価点＝項目点の合計×評価比率（小数点第２位を四捨五入）

６ 「評価点合計」及び「評価」

大項目ごとの評価点の合計数値によりランク分けしA～Eにより評価

評価点の合計	評価	考　　え　　方
10.0～9.0 点	A	目標達成に向け努力が評価できる。
8.9～8.0 点	B	目標達成に対し、一定程度の努力評価ができるが、一層の努力を要する。
7.9～7.0 点	C	目標達成に対し更なる努力が必要で、取組み方法等の検討を要する。
6.9～5.0 点	D	目標達成への課題や取組みについて検証を行い、取組みの見直し等を要する。
4.9～　0 点	E	業績が著しく不良であり、道が改善指示を行う。 指示等を行ってもなお、改善されない場合は、業務の全部又は一部の停止若しくは指定の取消しを行う

７　「例外」

新規事業など前年度実績がない場合

『基礎点数』・・目標数値に対する実績数値の割合により算出

（実績数値／目標数値×１０）

『項目点』　・・上記基礎点数に「ウエイト」を乗じて算出する。

８　調整点

目標設定時点では到底予測できなかった特殊事情のため、目標達成できなかった場合に限り、評価点を調整して加点を行う。

調整点は、不測の事態等により目標値に対する達成率が著しく低い場合に加点することとし、総合評価段階で総点数の一割程度の１．０を加点する。